

6 各種割引等

(1) NHK放送受信料の減免

対 象 者	内 容
身体、知的、精神いずれかの障害者手帳をお持ちの方が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税の場合	全額免除
次のいずれかに該当する方が世帯主で、かつ、放送受信契約者である場合 ・視覚障害・聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 1 級、2 級をお持ちの方 ・療育手帳㊤、㊤の 1、㊤の 2、A の 1、A の 2 をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方	半額免除

手続き 放送受信料免除申請書に記入押印し、障がい者福祉課で福祉事務所の証明印を受け NHK 千葉放送局に郵送で申し込みます。

直接、NHK の窓口で申請または郵送での申請も受け付けています。

※半額免除対象者についてはマイナポータルと連携したWEB申請が可能になりました。くわしくは、NHKまでお問い合わせください。

【お問い合わせ】日本放送協会 千葉放送局 043-203-0700



免除基準・申請方法について
詳しくはこちらから

(2) 鉄道運賃の割引

手続き 乗車券購入時に、各種手帳を提示してください。

※令和6年12月までに発行した精神障害者保健福祉手帳には「第一種」「第二種」の表記がないため、障がい者福祉課で「第一種」「第二種」のスタンプを押しますので、精神障害者保健福祉手帳をご持参の上、お越してください。

(大栄支所・下総支所では「第一種」「第二種」のスタンプの押印はできません。)

①JR

対 象	券 種	割引率	割引条件
第 1 種障がい者とその介護者	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券	50%	介護者同伴の場合に限る
第 1 種障がい者とその介護者、又は12歳未満の第 1 種・第 2 種障がい者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除く)		介護者同伴の場合に限る
第 1 種・第 2 種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券		片道 100 km を超える場合のみ

②京成電鉄

対 象	券 種	割引率
第 1 種・第 2 種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券(きっぷ・IC カード)、回数乗車券、定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	50%
第 1 種・第 2 種障がい者とその介護者がともに利用する場合	普通乗車券(きっぷ・IC カード)、回数乗車券、定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	

③その他の鉄道会社

その他の鉄道会社の運賃割引については、各鉄道会社にお問い合わせください。

(3) 航空運賃の割引（国内線のみ）

※割引率は航空運送事業者又は路線によって異なります

手帳種別	対 象 者
身体障害者手帳 療育手帳	第1種障がい者（満12歳以上）・・・本人及び介護者 第2種障がい者（満12歳以上）・・・本人のみ（一部の航空運送事業者においては本人及び介護者）
精神障害者保健福祉手帳 （顔写真付きかつ有効期限内のもの）	12歳以上の障がい者・・・本人のみ（一部の航空運送事業者においては本人及び介護者）

手続き 航空券等購入時に、各種手帳を提示してください。

※成田空港内の一般駐車場を利用する際に、障害者手帳を提示することにより、駐車料金が50%割引（営業用車両を除く）になります。詳しくは利用駐車場にてご確認ください。

(4) バス運賃の割引

手続き 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳を提示して下さい。

割引率 普通運賃の場合 50%割引

定期券の場合 30%割引

介護人に対しても同様の割引運賃が適用されます。（原則1名まで）

※割引条件はバス会社により異なります。詳しくはご利用のバス会社までお問い合わせください。

※市営のコミュニティバスは、手帳(身体・知的・精神)を提示すると無料となります。

(5) 有料道路通行料金の割引

対象者

- ① 本人運転の場合…身体障害者手帳の交付を受けている全ての身体障がい者
- ② 本人以外の運転の場合…第1種の療育手帳または第1種の身体障害者手帳所持者

対象となる車 自動車の詳しい要件についてはお問合せください。

- 自動車を登録する場合**：本人が所有する自動車、又は一定の範囲内の親族が所有する自動車(いずれも法人名義、営業用を除く)一台に限る。
- 自動車登録しない場合**：親族や知人等の所有する自動車(法人名義、営業用を除く)、レンタカー、借用自動車、介護・福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両
※介護・福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両は、第1種の手帳を所持している方が同乗する場合のみ割引対象となります。

割引率

通常料金の50%

利用方法

- ① 自動車とETCを登録している場合は、ETCレーンを通行時に割引を適用
- ② 自動車やETCを登録しない場合は、料金所の一般レーン、混在レーン又はサポートレーンで、係員に身体障害者手帳又は療育手帳を提示

手続き 障がい者福祉課に下記の書類をご持参の上、申請手続きをお取りください。

【自動車登録あり】 ETCを利用しない場合	1 身体障害者手帳又は療育手帳 2 運転免許証(自ら運転する方のみ) ※ 3 自動車検査証
【自動車登録あり】 ETCを利用する場合	1 身体障害者手帳又は療育手帳 2 運転免許証(自ら運転する方のみ) ※ 3 自動車検査証 4 ETCカード(障がい者本人名義のもの・対象者が20歳未満の場合は家族名義のETCカードでも可) 5 ETC車載器セットアップ申込書・証明書
【自動車登録なし】	1 身体障害者手帳又は療育手帳 2 運転免許証(自ら運転する方のみ) ※

※運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)の提示も可能です。

オンライン申請

ETC利用申請される場合は、スマートフォンからオンラインでも申請が可能です。

オンライン申請受付サイト



制度についてのお問い合わせ先

東日本高速道路㈱NEXCO 東日本お客さまセンター
0570-024-024 または 03-5308-2424

(6) 携帯電話基本料金等の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方を対象に、基本料金が割引される場合があります。詳しくは契約先の携帯電話会社までお問い合わせください。

(7) 水道料金の減免

県の水道局の管轄範囲（赤坂、吾妻、加良部、玉造、中台、橋賀台及び三里塚の一部）に限り、水道料金の消費税及び地方消費税相当額を免除します。（10 円未満の端数は切り捨てます。）

対象者	・ 特別児童扶養手当を受けている方（特別児童扶養手当受給証明を交付されている方）がいる世帯 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、1 級又は 2 級の障害を有する方がいる世帯※ ・ 知的障害者更生相談所等において重度以上の知的障害者と判定された方がいる世帯※ ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、1 級の障害を有する方がいる世帯※ ※当年において市民税（所得割）を賦課された方のいない世帯が対象となります。（同居の世帯を含みます。） ただし、市民税（所得割）を賦課された方が前年において所得税を賦課されていないことを証明すれば、当該免除の対象となります。
窓口	千葉県水道局県水お客様センター 電話 0570-001-245 FAX 043-272-3333

(8) マル優制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方を対象に、銀行預金や国債、公募地方債等の利子が非課税になる制度があります。詳しくは各金融機関までお問い合わせください。

(9) その他の在宅サービス

○タクシー料金の割引

対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者（精神障害者保健福祉手帳は対象外）

割引率 メーター表示額の1割

割引方法 乗車の際、運転手に手帳を呈示します。

◎県内各タクシー会社で適用（他県にも同様の制度あり、乗車の際に確認を）

○福祉タクシー料金助成

対象者 身体障害者手帳 1級・2級、下肢・体幹・視覚障がいの3級

療育手帳 ㊦～Aの2

精神障害者保健福祉手帳 1級・2級

割引率 メーター表示額から、「タクシー料金の割引」（1割引）された後の金額が、
4,000円以下のときは、半額を助成

4,000円以上のときは、2,000円を限度として助成

割引方法 助成券に割引後のタクシー料金を添えて運転手にお渡しください。

助成券の交付枚数 年間48枚（人工透析者は年間96枚）

申請 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳をご持参
のうえ、障がい者福祉課で手続きしてください。

利用できるタクシー（詳しくはP.81「利用可能なタクシー会社一覧」）